

# インターネット上の違法・有害情報を巡る EUの最新動向について

---

**MRI** 三菱総合研究所

2022年2月21日

デジタル・イノベーション本部

# 目次

---

サマリー(DSAの概要)	2
1. 経緯と今後の予定	3
2. 条文構成(修正版)	4
3. 仲介サービス提供者の免責等(電子商取引指令の承継)	6
4. DSAの規制対象事業者の分類	9
5. 対象事業者の規律一覧	10
6. 欧州議会による主な修正点	11
7. 欧州議会案に関連する主な意見・提案・議論	21
8. EU理事会の意見(一般的アプローチ)	23

## サマリー(DSAの概要)

- 全ての仲介サービス提供者(プラットフォーム事業者等)に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定。 ※赤字は欧州議会承認版(2022/1/20)における修正

### 1. 対象事業者

- 仲介サービス(ISP等)、ホスティングサービス、オンライン・プラットフォーム(オンラインマーケットプレイス、アプリストア、SNS等)、超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP:利用者数で定義)を提供する事業者 ※零細・小規模事業者(のうちVLOPに該当しないもの)は一部義務(【★】印)を免除

### 2. 仲介サービス提供者の違法コンテンツに対する責任【第二章】

- 「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の3類型に分けて違法コンテンツに対する免責条件を規定。
- 一般的モニタリング義務は無いものの、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定

### 3. 透明、アクセシブルで安全なオンライン環境のための義務【第三章】

(1)全ての仲介サービス提供者の義務	<p>コンテンツモデレーション措置を定めた利用規約の公開、利用規約での基本権憲章(メディアの自由を含む)の考慮義務、(合理的な努力により可能な場合)匿名でのサービス利用・支払を可能にすること、ダークパターンの禁止、ユーザと代理組織による損害賠償請求権、<b>透明性報告義務【★】</b>(※1)、連絡窓口・国内法定代理人の設置(零細・小規模事業者では集団代表も条件付きで可)等</p> <p>※1 違法コンテンツの通知件数・削除件数、自発的なコンテンツモデレーションの内容、対応に関する苦情の件数、(該当する場合)加盟国・公式言語ごとのコンテンツモデレータ数・自動化ツールの使用有無及び使用方法等。事業者の規模に応じ、透明性義務の内容を追加</p>
(2)ホスティングサービス提供者の義務	<p>違法コンテンツの通知受付体制整備、違法コンテンツへの対応に関する理由の通知、<b>刑事犯罪の疑いの通知・コンテンツ無効化又は削除</b>等</p>
(3)オンライン・プラットフォームの義務【★】	<p>違法コンテンツへの対応に関する苦情受付体制整備、アクセシビリティ要件、取引事業者の追跡義務の拡大、違法な製品・サービスの<b>削除・通知義務、レコメンダー・システムの透明性</b>、裁判外紛争解決機関の利用、信頼された旗手(旗手の認定)、不正な通知・反論に対する対策、<b>オンライン広告の透明性確保</b>(※2)、<b>ターゲティング広告の説明・同意取得、拒否・撤回した場合のサービス利用権保証、特別カテゴリー情報によるターゲティング禁止、未成年者に対するターゲティング広告の禁止、ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応</b>等</p> <p>※2 広告であること、広告主及び広告表示決定に用いられた主なパラメータ等を表示</p>
(4)超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)の義務	<p>サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施、外部監査の実施・公表、レコメンダー・システム(プロファイリングによらないレコメンダーシステム提供義務を含む)、<b>オンライン広告の透明性の追加</b>(※3)、<b>ディープフェイクコンテンツを認知した場合の通知およびラベリング</b>、規制当局及び研究者のデータアクセス、コンプライアンス・オフィサー設置、<b>行動規範</b>、危機対応等</p> <p>※3 広告表示から1年後まで、広告内容・広告主・広告表示期間・使用された主なパラメータ・受領者総数に係るデータベースを編纂・APIを介して一般に利用可能とする。</p>

### 4. モニタリング及びエンフォースメント【第四章】

- 各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つ**デジタルサービス調整官**を設置。
- 欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォームをモニタリング。義務違反の場合、**前年度の総売上高の最大6%の罰金**等を科すことが可能。

# 1. 経緯と今後の予定

- 2020年12月の欧州委員会の提案に対し、2021年より欧州議会にて検討・審議が行われていたが、2022年1月に修正案を承認。今後、EU理事会が承認すれば法案は成立する。

## EUにおける立法過程\*1(通常立法手続\*2)

### ① 欧州委員会による法案提出

欧州委員会がEU理事会と欧州議会に法案を提出する

### ② 欧州議会による審議・立場採択

欧州議会で「第一読会」が開かれ、立場(position: 「承認」、「修正」、「拒否」の3種類)が採択される

### ③ EU理事会による承認・不承認

②を受け、EU理事会は欧州議会の立場を承認するか否かを決定する

## DSAに関する経緯・今後の予定

2020年12月15日

欧州委員会がデジタルサービス法案を提出

2022年1月20日

欧州議会が第一読会(first reading)にて修正を採択\*3

2022年1月以降\*4

欧州議会の採択結果(②)に基づきトリローク(欧州議会、EU理事会、欧州委員会による協議)を行い、EU理事会が議会案を承認すれば成立\*5

\*1: 国立国会図書館「EU法の立法過程」

[https://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/entry/eu-rippou.php](https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/eu-rippou.php)

\*2: 多くの法案と同様にDSAも通常立法手続にて審議されている。

\*3: [https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0014\\_EN.html](https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0014_EN.html)

\*4: 報道によれば、1月31日以降、2月、3月、4月に計5回のトリロークが予定されている(EURACTIV.com、2022/1/22)

\*5: 早ければ2022年中に成立し、2023年から施行されるとの見通しもあるが、否定的な見解も報道されている。(POLITICO、Euronews、ともに2022/1/20)

## I. 経緯・構成

## 2. 条文構成(修正版)(1/2)

※ 赤字は欧州議会承認版(2022/1/20)における修正・追加  
 ※ なお、他の条文においても項の追加や条文の大幅な修正が多数行われている(序文98ヶ所、条文359ヶ所)

<b>第I章 総則</b> 第1条 主題と範囲 <u>第1a条 範囲</u> 第2条 定義	<b>第III章 透明、アクセシブルで安全なオンライン環境のための          デューデリジェンス義務</b> <b>第1節 すべての仲介サービス提供者に適用される規定</b> 第10条 <u>加盟国当局、欧州委員会、理事会への連絡先</u> <u>第10a条 サービス受領者の連絡窓口</u> 第11条 法定代理人 第12条 利用規約 第13条 仲介サービス提供者に対する透明性報告義務 <u>第13a条 オンライン・インターフェースの設計と構成</u> <b>第2節 オンライン・プラットフォームを含むホストサービスの提          供者に適用される追加規定</b> 第14条 通知と行動の仕組み 第15条 理由の記載 <u>第15a条 刑事犯罪の疑いに関する通知</u> <b>第3節 オンライン・プラットフォームに適用される追加規定</b> 第16条 零細企業及び中小企業の排除 第17条 内部通報制度 第18条 法廷外紛争解決 第19条 信頼された旗手 <u>第19a条 オンラインプラットフォームのアクセシビリティ要件</u> 第20条 不正使用に対する措置及び保護 第21条 犯罪行為の疑いの届出 第22条 トレーダーのトレーサビリティ <u>第22a条 違法な製品・サービスに関する消費者・当局への情報          提供義務</u> 第23条 オンラインプラットフォームの提供者に対する透明性 報告義務	<b>第III章 透明、アクセシブルで安全なオンライン環          境のためのデューデリジェンス義務</b> <b>第3節 (つづき)</b> 第24条 オンライン広告の透明性 <u>第24a条 レコメンダー・システムの透明性</u> <u>第24b条 ユーザーが作成したポルノコンテンツの          普及に主に使用されるプラットフォーム          に対する追加義務</u> <b>第4節 システムリスクを管理するための超大規模          オンライン・プラットフォームの追加義務</b> 第25条 超大規模オンライン・プラットフォーム 第26条 リスク評価 第27条 リスクの軽減 第28条 独立監査 第29条 レコメンダー・システム 第30条 オンライン広告の透明性の追加 <u>第30a条 ディープフェイク</u> 第31条 データへのアクセスと精査 第32条 コンプライアンス・オフィサー 第33条 超大規模オンライン・プラットフォームの透 明性報告義務 <b>第5節 デューデリジェンス義務に関するその他の          規定</b> 第34条 標準 第35条 行動規範 第36条 オンライン広告の行動規範 第37条 危機のプロトコル
--	---	--

## I. 経緯・構成

## 2. 条文構成(修正版)(2/2)

※ 赤字は欧州議会承認版(2022/1/20)における修正・追加  
 ※ なお、他の条文においても項の追加や条文の大幅な修正  
 が多数行われている(序文98ヶ所、条文359ヶ所)

第IV章 実施、協力、制裁及び執行	
第1節 主務官庁及び各国デジタルサービス調整官	
第38条	主務官庁及びデジタルサービス調整官
第39条	デジタルサービス調整官の要件
第40条	管轄
第41条	デジタルサービス調整官の権限
第42条	罰則
第43条	苦情を申し立てる権利
第43a条	補償金
第44条	活動報告
第45条	デジタルサービス調整官の国境を越えた連携
第46条	共同調査及び欧州委員会の介入要請
第2節 欧州デジタルサービス会議	
第47条	欧州デジタルサービス会議
第48条	会議の構成
第49条	会議の任務
第49a条	報告書
第3節 超大規模オンライン・プラットフォームに関する監視、調査、遵守及びモニタリング	
第50条	超大規模オンラインプラットフォームの監督強化
第51条	委員会の介入及びによる <del>による</del> 手続開始
第52条	情報の要求
第53条	聴取り・陳述を行う権限
第54条	立入検査の権限
第55条	暫定措置
第56条	約束
第57条	モニタリング行為

第IV章 実施、協力、制裁及び執行	
第3節 超大規模オンライン・プラットフォームに関する監視、調査、遵守及びモニタリング	
第58条	不遵守
第59条	罰金
第60条	定期的な違約金の支払い
第61条	刑罰の制限期間
第62条	刑罰の執行の制限期間
第63条	聴取及びファイルにアクセスする権利
第64条	決定の公表
第65条	アクセス制限の請求と国内裁判所との連携
第66条	欧州委員会の介入に関する実施法
第4節 遵守に関する共通規定	
第67条	情報共有システム
第68条	代理
第5節 委任された行為	
第69条	委任の行使
第70条	委員会
第V章 最終条項	
第71条	指令2000/31/ECの特定の規定の削除
第72条	消費者の集団的利益の保護のための代表者行動に関する指令2020/XX/ECの改正
第73条	評価
第74条	効力の発生及び適用

## II. 仲介サービス提供者の免責等(電子商取引指令の改訂)

## 3. 仲介サービス提供者の免責等(1/3)(電子商取引指令の承継)

仲介サービスの種類と定義	免責条件(第3条～第5条)
<p><b>「単なる導管」(‘Mere conduit’)</b>            サービスの受領者によって提供される情報の通信ネットワーク内での伝送、または通信ネットワークへのアクセスの提供からなる            → ISP、Wi-Fiサービス、DNS、TLDネームレジストリ、デジタル証明書発行局、等</p>	<p>① サービスの受領者から提供された情報を通信ネットワーク上で送信することまたは通信ネットワークへのアクセスを提供するものである場合、以下の条件を満たし、<b>サービスの受領者の要求に応じて他のサービスの受信者への送信をより効率的または安全にすることのみを唯一の目的として行われる、当該情報の自動保存、中間保存及び一時保存が含まれ、かつ送信に合理的な期間を超えて情報が保存されない場合に、サービス提供者は責任を負わない</b></p> <p>(a) 送信を開始しないこと。            (b) 送信の受信者を選択しないこと。            (c) 送信に含まれる情報を選択したり、変更したりしないこと。</p>
<p><b>「キャッシング」(‘Caching’)</b>            サービスの受領者によって提供された情報の通信ネットワーク内での送信から構成され、サービスの受領者の要求に応じて他の受領者への情報の送信をより効率的にすることを唯一の目的として、その情報を自動的に、中間的に、一時的に保存することを含む            → キャッシュサーバ、CDN、等</p>	<p>① サービスの受領者から提供された情報を通信網上で送信することからなるものである場合、サービス提供者は、<b>サービスの受領者の要求に応じて他のサービスの受領者への送信を効率的に行うことを唯一の目的として行われる、当該情報の自動保存、中間保存及び一時保存については、以下の条件を満たすことを条件に責任を負わない。</b></p> <p>(a) 提供者が情報を改変しないこと。            (b) 情報へのアクセスに関する条件を遵守すること。            (c) 業界で広く認識され、使用されている方法で規定された情報の更新に関する規則に従うこと。            (d) 提供者が、情報の利用に関するデータを取得するために、業界で広く認知され使用されている技術を合法的に使用することを妨害しないこと。            (e) 提供者が、最初の送信元の情報がネットワークから削除され、若しくはアクセスができなくなったこと、又は裁判所若しくは行政当局がその削除若しくは無効化を命じたことを実際に知った上で、保存している情報を速やかに削除し、若しくはアクセスを不能にするように行動すること。</p>
<p><b>ホスティング(Hosting)</b>            サービスの受領者によって提供された情報を、サービスの受領者の要求に応じて保存することで構成される            → ホスティングサービス、SNS、ECモール、アプリストア、等</p>	<p>① サービスの受領者から提供された情報を蓄積することを内容とするものである場合、サービス提供者は、<b>サービスの受領者の要求に応じて蓄積された情報について、以下の条件を満たすことを条件に責任を負わない。</b></p> <p>(a) <b>実際に違法行為や違法な内容を知らず</b>、損害賠償請求については、違法行為や違法な内容が明らか事実や状況を知らないこと。            (b) <b>そのような知識や認識を得た上で</b>、違法なコンテンツを削除したり、アクセスできないようにするために<b>迅速に行動すること。</b></p> <p>② サービスの提供者の権限または管理下にある場合は適用されない。</p> <p>③ 消費者が取引業者との遠隔契約を締結することを可能にするオンライン・プラットフォームの消費者保護法上の責任については、<b>当該オンライン・プラットフォームが特定の情報項目を提示するか、またはその他の方法で問題となっている特定の取引を可能にしている場合であって、平均的かつ合理的な知識を有する消費者が、当該情報または取引の対象となっている商品またはサービスが、オンライン・プラットフォーム自身またはその権限または支配下にあるサービスの受領者によって提供されていると信じることができると信じている場合には適用されない。</b>【注:この項目のみ、DSAで追加されたもの】</p>

### 3. 仲介サービス提供者の免責等(2/3)(その他の規定・義務)

- 第II章ではまた、一般的なモニタリング等の義務を課さないこと(※eコマース指令第15条の承継条項)の他、事業者による自主調査等が第3条～第5条の免責を適用しない理由とならないこと、各国当局による違法コンテンツへの措置命令や情報提供命令に従う義務を定めている。

#### 一般的な モニタリング 義務無し

- 仲介サービスの提供者に対し、**発信・保存する情報を監視する一般的な義務**(特定の情報を対象とするのではなく、仲介する情報全般について監視する義務)や、**違法行為を示す事実や状況を積極的に調査する義務**は課されない。**削除義務**も課されない。
- eコマース指令第15条の承継だが、同条(2)項の規定(違法の疑いのある行為や情報について当局に通知する義務)は削除されている。他方、DSAでは、「犯罪行為の疑いの届出」がオンライン・プラットフォームに義務づけられている。(第21条)
- **自動化ツールの使用義務無し**：仲介サービス提供者は、コンテンツモデレーションや自然人の行動を監視するための自動化されたツールを使用する義務を負わない。
- **E2E暗号サービスの提供を妨げない**：加盟国は、仲介サービス提供者がエンド・ツー・エンドの暗号化サービスを提供することを妨げてはならない。
- **サービスの匿名利用**：加盟国は、仲介サービス提供者に対し、そのサービスの匿名利用を制限する一般的な義務を課してはならない。また、サービスの受領者の個人データを一般的かつ無差別に保持することを義務付けてはならない。特定の受領者のデータに対象を絞った保持は、連合法または国内法に従って司法当局が命ずるものとする。
- **匿名でのサービス利用・支払**：仲介サービス提供者は、規則(EU)2016/679【GDPR】および指令2002/58/EC【eプライバシー指令】を害することなく、受信者の個人データを収集せずに当該サービスの利用および支払いを可能にするための合理的な努力をしなければならない。



### 3. 仲介サービス提供者の免責等(3/3)(その他の規定・義務)

#### 自主調査と 法令遵守

- 仲介サービスの提供者が、**違法コンテンツの検出、特定、削除、または違法コンテンツへのアクセスの無効化を目的とした自主的な調査やその他の活動措置を行っていること**、または**本規則に定められているものを含む国内法およびEU法の憲章および要件を遵守するために必要な措置を講じている**場合、そのことのみを理由に、第3条～第5条の免責規定の適用を受ける資格がないとはみなされない。【※この条項(第6条)はeコマース指令にはなかったもの】
- 仲介サービスの提供者は、
  - ・ 上記に従って行われる自発的な自社による調査及び措置が、**①効果的かつ具体的であることを確保しなければならず、また、②正確、非差別的、妥当、透明であり、コンテンツの過剰な削除につながらないことを確保し実証するための人的監視、文書化又はその他の措置等の適切な保障措置を伴うものとする。**
  - ・ **自動化された手段が用いられる場合、情報が誤って違法コンテンツとみなされるエラーの発生率を可能な限り抑制するために、その技術が十分に信頼できるものであることを保証するために最善の努力を払わなければならない。**

#### 命令への 対応

- EU法または国内法に基づいて、関連する当局から以下の命令を受け取った場合、**命令の結果得られた効果を遅滞なく当該当局に通知**しなければならない。
  - ・ **違法コンテンツへの措置命令**：違法コンテンツの特定の項目に対して行動するための命令
  - ・ **情報提供命令**：特定のサービス受領者(一人又は複数)に関する、特定の項目の情報を提供するための命令
- 当局からの発出命令は、規定された条件を満たさなければならない。
  - ・ 命令が満たすべき条件（命令が含むべき情報、他）を追加
  - ・ 違法コンテンツのホスティングに対する措置命令を出すべき仲介サービス事業者（複数事業者が関与する場合）、事業者に対する救済措置、当局の説明責任
- 加盟国は、違法なコンテンツによって権利を侵害された申請者の要求に応じて、**関連する仲介サービス提供者に対し当該コンテンツへのアクセスを削除または無効にする差止命令**を出すことができることを確保する。
- **サービス受領者に対する効果的な救済措置**：コンテンツが条件を遵守していたが、サービス提供者によって誤って違法とみなされた場合、サービス受領者は、当該命令に対して有効な救済（当該コンテンツの復元を含む）を受ける権利を有し、この権利には、措置の合法性（必要性及び比例性を含む）に異議を唱える可能性が含まれる。

## 4. DSAの規制対象事業者の分類

- DSAの対象は、情報社会サービスのうちの「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」だが、VLOPに該当しない零細・小規模事業者の例外規定(★)が追加された。

### 情報社会サービス



#### 仲介サービス 【第2条(f)で規定】

ネットワークインフラを提供する仲介サービス。インターネットアクセスプロバイダ、ドメイン名レジストラの他、以下のホスティングサービスも含む。

第Ⅱ章では、「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングに分類してそれぞれの免責条件を規定。★零細・小規模事業者(VLOPは除く)は「透明性報告義務」を免除

#### ホスティングサービス 【同上】

クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、以下のオンライン・プラットフォームを含む。

#### オンライン・プラットフォーム 【第2条(h)で規定:第16条で規制対象から除外する小規模オンラインプラットフォームを規定】

オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォーム。★零細・小規模事業者(VLOPは除く)は免除

#### 超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP) 【第25条で規定】

非常に大規模なオンライン・プラットフォームは、違法コンテンツの流布や社会的危害において特にリスクがある。欧州の4億5000万人の消費者のうち10%以上の消費者にリーチするプラットフォームについては、特定のルールが想定されている。

出典: 図および説明文は欧州委員会による説明を用いた。

[https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment\\_en](https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en)

## Ⅲ. DSAの主な修正点

\*2 第23条も追加

\*1 零細・小規模の非VLOPIは免除 \*3 第23条及び第33条も追加

## 5. 対象事業者別の規律一覧

		仲介サービス	ホスティングサービス	オンライン・プラットフォーム	超大規模プラットフォーム
命令を受けて国の機関と連携	第8条・第9条	●	●	●	●
連絡先、必要な場合には法定代理人	第10条・第10a条・第11条	●	●	●	●
基本権を考慮した利用規約の要件	第12条	●	●	●	●
透明性の報告	第13条	● *1	●	● *2	● *3
<b>オンライン・インタフェースの設計と構成</b>	<b>第13a条</b>	●	●	●	●
利用者への通知・行動と情報提供義務	第14条・第15条		●	●	●
<b>刑事犯罪の疑いに関する当局への通知、コンテンツ削除等</b>	<b>第15a条</b>		●	●	●
苦情・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第17条・第18条			●	●
信頼された旗手	第19条			●	●
<b>オンラインプラットフォームのアクセシビリティ要件</b>	<b>第19a条</b>			●	●
不正な通知・反論に対する対策	第20条			●	●
犯罪行為の通報	第21条			●	●
サードパーティサプライヤーの信用証明書の審査(KYBC)	第22条			●	●
<b>違法な製品・サービスに関する消費者・当局への情報提供</b>	<b>第22a条</b>			●	●
オンライン広告のユーザ視点の透明性	第24条			●	●
<b>レコメンダーシステムの透明性</b>	<b>第24a条</b>			●	●
<b>ユーザが作成したポルノコンテンツに対する追加義務</b>	<b>第24b条</b>			●	●
リスク管理義務とコンプライアンス・オフィサー	第26条・第27条・第32条				●
外部リスク監査と公的説明責任	第28条				●
レコメンダーシステムの透明性と情報へのアクセスのためのユーザの選択	第29条・第30条				●
<b>ディープフェイクへの対応</b>	<b>第30a条</b>				●
当局・研究者とのデータ共有	第31条				●
行動規範	第35条・第36条				●
危機対応への協力	第37条				●

## 6. 欧州議会による主な修正点【まとめ】

- 利用者保護、違法情報・行為対策、事業者の説明責任等について、規制の内容や実効性・実施可能性を見直したと考えられる。

対象事業者	利用者保護	違法情報・行為対策	事業者の説明責任等
仲介サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用規約(記載内容、要約作成、作成言語、基本権尊重、等)、利用者向け連絡窓口</li> <li>● 匿名でのサービス利用・支払の保証、利用者データの包括的保存義務無し</li> <li>● ダークパターンの禁止、未成年者に配慮した機能・デザイン</li> <li>● 損害賠償請求権</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 透明性報告義務(国別・言語別の記載、VLOPに該当しない零細・小規模事業者の免除、等)</li> </ul>
ホスティングサービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 刑事犯罪の疑いの通知・コンテンツ無効化又は削除</li> </ul>	
オンライン・プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部通報制度の対象拡大</li> <li>● ターゲティング広告(説明と同意/拒否/撤回、適切な代替手段、未成年者へのターゲティング禁止、弱者保護)</li> <li>● レコメンダー・システムの透明性(VLOPの義務をOP全般に適用)</li> <li>● アクセシビリティ要件(障害者への配慮・対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 違法な製品・サービスの削除・通知義務</li> <li>● ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応(ユーザ確認、人間によるモデレーション、通知と行動メカニズム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● VLOPに該当しない零細・小規模事業者の除外規定</li> <li>● 信頼できる旗手に関する対応</li> <li>● 取引事業者の追跡義務(情報内容の確認、サービス停止等)</li> <li>● 透明性報告義務(対象事項の追加)</li> </ul>
超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用規約(全EU加盟国の言語での公表)</li> <li>● レコメンダー・システム(プロファイリング無しのレコメンダーおよび利用者によるパラメータの変更機能の提供)</li> <li>● ディープフェイク(利用者への通知・表示)</li> </ul>		

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(1/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
仲介サービス提供者	匿名でのサービス利用・支払	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (合理的な努力により可能な場合) <u>匿名でのサービス利用・支払を可能にすべき</u>。</li> <li>• サービス受領者の <u>個人データを一般的かつ無差別に保持することは義務付けられない</u> (特定の受領者のデータを対象を絞った保持については、司法当局が命ずることができる)。</li> </ul>
	連絡先 法定代理人	第10条・第10a条 第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加盟国及びEU当局に対する連絡窓口に加え、<u>利用者向けの連絡窓口</u>についても規定(単一の窓口、ユーザーフレンドリー、アクセスしやすさ、機械によらない連絡手段提供、十分な財政的・人的リソースのための合理的努力、などの義務)。</li> <li>• 零細・小規模事業者が合理的な努力を行っても法定代理人を置くことが難しい場合には、<u>集団代表などの解決策が検討される</u>。</li> </ul>
	利用規約	第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>公正で非差別的かつ透明性のある利用規約</u>でなければならないことを明記。</li> <li>• <u>記載方法</u>: 平易、ユーザーフレンドリーであること、サービスが向けられる加盟国の言語で作成、機械可読なフォーマットで提供、を要件に追加。</li> <li>• <u>利用規約における基本権憲章の尊重義務</u> (表現の自由、メディアの自由と多元性、その他の基本的な権利と自由、等)。</li> <li>• <u>記載すべき項目の追加</u>: サービス受領者が提供するコンテンツに関する制限・修正に関する情報、サービス利用を終了する権利に関する容易にアクセス可能な情報、コンテンツモデレーションに関する情報(アルゴリズムによる意思決定や人間によるレビューを含む、使用するあらゆる方針、手順、手段、ツール)。</li> <li>• <u>利用規約の重大な変更</u>: 迅速に通知し説明すること。</li> <li>• <u>未成年者への対応</u>: 仲介サービスが主に未成年者を対象とし、または未成年者が主に利用する場合、未成年者が理解できるような方法で、利用条件や制限を説明する義務。</li> <li>• <u>利用規約の要約の作成</u>: オプション条項からの容易なオプトアウトの可能性、および利用可能な救済および救済メカニズムを含む、情報要件の主要な要素を特定し、簡潔で容易にアクセスでき、かつ機械で読み取り可能な形式の規約の要約を、明確かつユーザーフレンドリーで曖昧さのない言語で提供する。(つづく)</li> </ul>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(2/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
仲介サービス提供者 (つづき)	利用規約(つづき)	第12条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用規約の要約を示す際に、<b>アイコンやグラフィックを使用可能</b>。</li> <li>• <b>超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP)</b>は、サービスを提供する全加盟国の公用語で利用規約を公表する。</li> <li>• 取引相手以外のサービス受領者に対し、<b>法的身元の公開を要求してはならない</b>。</li> <li>• <b>本条に従わない利用規約はサービス受領者を拘束しない</b>。</li> </ul>
	透明性報告義務	第13条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>コンテンツモデレーションに関する年次報告書の形式</b>: 標準化された機械可読なフォーマットで、容易にアクセスできる方法で公表する。</li> <li>• <b>国・言語別の内訳</b>: 該当する場合、加盟国ごとに各公式言語に割り当てられたコンテンツモデレータの完全な数、および各公式言語においてコンテンツモデレーションのための自動化ツールが使用されているかどうか、どのように使用されているかの定性的な記述を含める。</li> <li>• <b>記載項目</b>: 信頼できる旗手によって提出された通知の数、措置を取るために必要な時間の中央値、も記載する。</li> <li>• <b>コンテンツモデレーションに関する有意義で理解しやすい情報</b>: 自動化されたツールの使用、該当する場合には、コンテンツモデレーションに従事するスタッフに訓練と支援を提供し、非侵害コンテンツが影響を受けないようにするために講じた措置などを記載する。</li> <li>• <b>提供される情報</b>: サービスが提供される加盟国ごと、および連合全体として提示されるものとする。</li> <li>• <b>免除</b>: VLOPに該当しない零細・小規模事業者は、透明性報告義務を負わない。</li> </ul>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(3/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
仲介サービス提供者 (つづき)	オンライン・インタフェースの設計と構成	第13a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>ダークパターン</b>: サービス受領者が自由、自律的、かつ十分な情報を得た上で意思決定または選択を行う能力を歪め、または損なうために、オンラインインターフェースまたはその一部の構造、機能、操作方法を使用してはならない。特に以下を行わない: <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) サービスの受領者に決定を求める際に、いずれかの同意の選択肢を視覚的に目立つようにすること。</li> <li>(b) GDPR第7条(3)に基づき、データ処理への同意が拒否された場合に、処理の範囲や目的にかかわらず、特にユーザ体験を阻害するポップアップを表示することにより、サービスの受領者に対してデータ処理への同意を繰り返し求めること。</li> <li>(c) サービスの受領者が既に選択した後に、サービスの設定または構成を変更するよう促すこと。</li> <li>(d) サービスの終了手続きを、サービスにサインアップするよりも著しく面倒にすること。</li> <li>(e) サービスの受領者が技術仕様を用いた自動化された手段により反対する権利を行使する場合に、GDPR第21条(5)に沿って、同意を求めること。</li> </ul> </li> <li>※ 本条ではダークパターンとは明記されていないが、ダークパターンを禁止する趣旨と考えられる(序文(39a)及び序文(62)ではダークパターンに明示的に言及)</li> <li>• <b>未成年者保護</b>: 該当する場合、未成年者のために高いレベルのプライバシー、安全性、およびデザインによるセキュリティを確保するために、(オンライン・インタフェースの)デザイン機能を適応させなければならない。</li> </ul>
	損害賠償請求権	第43a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス受領者は、<b>仲介サービス提供者が本規則に基づき設定された義務を侵害したことにより被る直接的な損害又は損失に対して、関連する連合法及び国内法に従って、仲介サービスの提供者に補償を求める権利</b>を有する(ホスティング事業者の責任・免責(第5条)は損なわれない)。</li> <li>• 条文には記載がないが、序文(83a)には「サービス受領者とそれを代理する組織は…救済措置にアクセスできるべき」と、「(サービス受領者を)代理する組織(organisations representing them)」との記載がある。</li> </ul>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(4/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
ホスティングサービス	刑事犯罪の疑いの通知・コンテンツ無効化又は削除	第15a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホスティングサービスの提供者は、<u>人の生命又は安全に対する差し迫った脅威を伴う重大な犯罪が行われた、行われている、又は行われる予定であるという疑いを生じさせる情報を知った場合</u>、当該加盟国又は加盟国の法執行機関又は司法当局にその疑いを速やかに通知し、その要求に応じて、<u>入手できるすべての関連情報を提供</u>しなければならない(当該加盟国を特定できない場合、提供者が設立された又は法定代理人のいる加盟国の法執行当局、ユーロポールに通知することができる)。</li> <li>通知を受けた当局から別の指示がない限り、ホスティングサービスの提供者は、<u>コンテンツを削除または無効化</u>しなければならない。</li> <li>加盟国の法執行機関または司法当局が入手した情報は、通知された個々の重大な犯罪に直接関連する目的以外には使用してはならない。</li> </ul>



## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(5/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
オンライン・プラットフォーム	零細・小規模事業者の除外	第16条	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第25条の定義による超大型オンラインプラットフォーム(VLOP)として適格でないこと」を免除要件に追加(零細・小規模事業者であってもVLOP(※サービスのアクティブユーザ数等で規定)に該当する場合には、除外対象とならない)</li> <li>欧州委員会は、免除事業者とその条件のリストを維持し、一般に公開する。</li> </ul>
	内部通報制度	第17条	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部通報制度(=オンライン・プラットフォームによる利用者やコンテンツへの措置に対する異議申立制度)の対象拡大:アカウントの削除や制限、コンテンツ削除や降格、マネタイズ機能の制限、等。</li> <li>サービス受領者が加盟国法に基づいて司法救済を求める権利を明記。</li> </ul>
	信頼できる旗手	第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>信頼できる旗手(Trusted Flaggers)に関する規定追加:信頼できる旗手が誤った通知を行った場合へのオンライン・プラットフォームの対応、デジタルサービス調整官による、信頼できる旗手の認定、等。</li> </ul>
	アクセシビリティ要件	第19a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者への配慮義務:障害者が見つけやすく使いやすいサービス、アクセシビリティに関する各種指令への準拠、等。</li> </ul>
	取引事業者の追跡義務	第22条	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者が販売者との遠隔契約を締結することを可能にするオンラインプラットフォームは、製品またはサービスの表示を許可する前に販売者の情報を受け取り、契約関係が終了するまで、販売者に関して掲載した情報が信頼でき完全であるかどうかを評価するために最善の努力をする。</li> <li>消費者に提供される製品およびサービスのランダムチェックなどの手段により、EU法または国内法に準拠しない製品またはサービスの提供を特定および防止するために最善の努力をする。</li> <li>不正確または不完全な情報については販売者に速やかな是正を求め、是正されない場合にはサービス提供を停止する。</li> <li>取引者は、提供する情報の正確性について単独で責任を負う。</li> </ul>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(6/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
オンライン・プラットフォーム (つづき)	違法な製品・サービスの削除・通知義務	第22a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者が販売者との遠隔契約を締結できるオンラインプラットフォームが、そのプラットフォーム上で販売者が提供する製品またはサービスが違法であることを認識した場合、使用する手段に関係なく、そのプラットフォームは以下を行う。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) <u>違法な製品またはサービスを迅速に削除</u>し、必要に応じて関連当局(市場監視当局または税関当局など)に<b>決定事項を通知</b>する。</li> <li>(b) オンラインプラットフォームがサービス受領者の連絡先を知っている場合、当該製品またはサービスを取得した<b>サービス受領者に、違法性、取引者の身元、救済を求め</b><u>るための選択肢を通知</u>する。</li> <li>(c) 過去12ヶ月間にプラットフォームから<b>削除された違法な製品及びサービスに関する情報を含むリポジトリ</b>を編集し、アプリケーション・プログラミング・インターフェースを通じて一般に利用可能にする。</li> </ul> </li> </ul>
	透明性報告義務	第23条	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性報告の対象事項を追加：               <ul style="list-style-type: none"> <li>内部苦情処理システムを通じて受領した苦情の件数、苦情の根拠、これらの苦情に関して行われた決定、これらの決定に要した平均時間及び中央値並びにこれらの決定が覆された件数の合計。</li> <li>オンラインプラットフォームによって削除、ラベル付け、または無効化された<b>広告</b>の数、およびその決定の正当性。</li> </ul> </li> </ul>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(7/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
オンライン・プラットフォーム (つづき)	ターゲティング広告	第24条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広告目的の個人データの処理において、データのマネタイズ方法を含む有意義な情報を提供することにより、GDPR第4条(11)及び第7条で定義されているように、<u>サービス受領者が同意するか否かについて容易に情報に基づいた選択ができるようにする。</u></li> <li>• 同意を拒否または撤回した場合、受領者は、<u>オンラインプラットフォームにアクセスするための他の公正かつ合理的な選択肢(注:トラッキングフリー広告等)を与えられるものとする。</u></li> <li>• 同意を拒否することが、<u>同意を与えることよりも受領者にとって困難または時間のかからないものであることを保証する。</u></li> <li>• <u>広告を表示する目的で、未成年者の個人データまたはGDPR第9条(1)に言及される個人データを処理、暴露、推論するターゲティングや増幅技術は禁止。</u></li> <li>• 条文にはないが、序文(52)では「<u>弱者へのターゲティングを可能にする特別なカテゴリー(注:いわゆる機微情報等)のデータに基づいて個人をターゲティングすることは、許可されるべきではない</u>」と記載されている。</li> </ul>
	レコメンダー・システムの透明性	第24a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用規約において、およびコンテンツが推奨される際にオンラインプラットフォームのオンラインインターフェースから直接到達し容易に見つけることができる指定オンラインソースを通じて、<u>レコメンダー・システムで使用される主要パラメータ、サービス受領者が利用可能とした主要パラメータを修正できるまたは影響を与えられるあらゆるオプションについて、明確、アクセス可能かつ容易に理解できる方法で明示する。</u>パラメータには少なくとも以下を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当該システムが使用する主要な基準のうち、推奨を決定する上で個別に又は集合的に最も重要なもの。</li> <li>(b) それらのパラメータの相対的な重要性。</li> <li>(c) 関連システムがどのような目的のために最適化されてきたか。</li> <li>(d) 該当する場合、関連システムがその出力を生成する方法において、サービス受領者の行動が果たす役割についての説明。</li> </ul> </li> </ul> <p>(つづく)</p>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(8/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
オンライン・プラットフォーム (つづき)	レコメンダー・システムの透明性 (つづき)	第24a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 前期に基づいて複数の選択肢が用意されている場合、オンラインプラットフォームは、サービス受領者が、<u>提示される情報の相対的な順序を決定するレコメンダー・システムのそれぞれについて、自分の好む選択肢をいつでも選択および変更できる</u>よう、そのオンラインインターフェース上に明確かつ容易にアクセス可能な機能を提供する。</li> </ul>
	ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応	第24b条	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>オンラインプラットフォームが主にユーザ生成のポルノコンテンツの流布のために使用される場合</u>、以下を確実にするために必要な技術的および組織的な措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) コンテンツを発信するユーザについて、<u>電子メールと携帯電話のダブルオプトイン登録によって本人確認</u>を行っていること。</li> <li>(b) 違法である可能性が高いコンテンツを含む、画像ベースの性的虐待を識別するために訓練された、<u>専門的な人間によるコンテンツモデレーション</u>。</li> <li>(c) 第14条(注:通知と行動の仕組み=違法コンテンツの通知と対応の仕組み)に言及されたメカニズムに加えて、<u>個人が、「自分を描写した、または自分を描写したと称する画像素材が本人の同意なしに流布されている」という主張をプラットフォームに通知し、本人の物理的アイデンティティの明白な証拠を提供できる形式の適格通知手続きの利用性</u>;この手続きを通じて通知されたコンテンツは、<u>不当に遅れることなく停止されなければならないこと</u>。</li> </ul> </li> </ul>

## 6. 欧州議会による主な修正点【個別項目】(9/9)

規制対象	修正項目	該当条項	主な修正ポイント
超大規模 オンライン・ プラット フォーム (VLOP)	レコメンダー・シス テムの透明性	第29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>第24a条(レコメンダー・システムの透明性義務)に加えて、以下を果たさなければならぬ(※欧州委員会の原案にあった、パラメータの説明義務は第24a条で規定)。</li> <li>GDPR第4条(4)の意味におけるプロファイリングに基づかない少なくとも一つのレコメンダー・システムを提供する(※欧州委員会の原案では、「提供」ではなく「利用規定で定める」とされていた)。</li> <li>サービス受領者が、提示される情報の相対順序を決定するレコメンダー・システムについて好ましいオプションを選択しいつでも変更できる、オンラインインタフェース上の容易にアクセスできる機能を提供する。</li> </ul>
	ディープフェイク	第30a条	<ul style="list-style-type: none"> <li>あるコンテンツが、生成または操作された画像、音声または動画コンテンツであり、既存の人物、物、場所、その他の実体または出来事に著しく類似し、人に本物または真実であると偽って見える(ディープフェイク)と認識した場合、サービス受領者に明確に見える方法で、そのコンテンツが本物ではないことを知らせるよう表示するものとする。</li> </ul>

## 7. 欧州議会案に関連する主な意見・提案・議論(1/2)

- 欧州議会での審議に関して、あるいは並行して、提出された意見・提案、提起された議論の主なものは以下のとおり。(議会が採択した修正版にどの程度影響したか必ずしも明らかでないものも含む。)

項目	意見・提案・議論の概要	属性	出典
オンライン検索エンジン	EU理事会は、オンライン検索エンジンが、仲介サービスとしてDSAの適用対象となることを明記した修正案を提出。修正案では、オンライン検索エンジンに対し、キャッシングサービスと同様の免責規定が適用されるとともに、超大規模検索エンジン(VLOSE)にはVLOPと同じ義務を負わせている。	EU理事会	[1] [2]
未成年者保護	オンライン上の未成年者の保護を強化すべき。	EU理事会	[1]
メディア免責	プラットフォームによるコンテンツモデレーションの結果削除されたコンテンツに対し、パブリッシャーが異議申立を行う権利を盛り込むことは却下された。	利害関係者	[3]
違法コンテンツ削除	域内市場・消費者保護委員会(IMCO)は、違法コンテンツの削除に厳しい短期間の期限を提案した。	議会委員会	[2]
	他方、EU理事会は、欧州委員会の原案どおり、削除期限を導入しない案を提案している。	EU理事会	[2]
	DSA・人権アライアンスは、短くて厳格なコンテンツ削除期限は表現・意見の自由の権利に有害な影響を及ぼすとして反対意見を表明。	人権・消費者団体	[4]
	国家当局がオンライン上の違法コンテンツに関してサービス提供者に直接命令を出すことができ、サービス提供者に対しては国家当局にその行動を知らせる義務(フィードバック義務)を課す	EU理事会	[1]
集団代表制	産業委員会(ITRE)は、中小企業が自ら法定代理人を得るための「合理的な努力」をした後に集団代表に参加することを可能にする修正案を採択した。	議会委員会	[3]
ネット匿名性	市民的自由委員会(LIBE)は、「合理的な努力により可能な限り」、ユーザが匿名でサービスを利用し、支払いを行うことができるようにすることをプラットフォームに求める修正案を採択した。	議会委員会	[3]
重大な犯罪の疑い	重大な犯罪の疑いに関する通知義務を、すべてのホスティングサービスに課すべき。	EU理事会	[1]
取引事業者の追跡	欧州委員会案ではオンライン・マーケットプレイスに限定されていたが、本会議にて全ての仲介サービスに適用されるよう修正された。(事業者の負担が過大になるとして反対意見も議会内にあった。)	欧州議会	[3]
信頼された旗手	DSA・人権アライアンスは、「信頼された旗手」が法執行機関や企業から独立することの重要性を指摘。	人権・消費者団体	[4]

## 7. 欧州議会案に関連する主な意見・提案・議論(2/2)

項目	意見・提案・議論の概要	属性	出典
ダークパターン	ダークパターン条項に反対する議員により、第13a条の個別投票が行われたが、採択された。	欧州議会	[3]
	広告事業者団体(IAB Europe)は、支配的プレーヤーの力が強まり小規模事業者が不利になると反対。	利害関係者	[3]
	EU理事会は、序文(50a)を新設し「EU法を順守している広告は、一般的かつ正当な広告慣行は、それ自体がダークパターンとみなされるべきではない」と記載することを提案。	EU理事会	[2]
ターゲティング 広告	欧州議会の超党派議員グループ(Tracking-free Ads Coalition)は、ターゲティング広告を禁止する修正案を提出し、最終的には未成年者については禁止することで妥協が成立。また、センシティブな個人データの利用の制限を序文(52)に記載させた。	議員グループ	[3]

### 【参考】

- [1] Council of the EU, Press release “What is illegal offline should be illegal online: Council agrees position on the Digital Services Act”, <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2021/11/25/what-is-illegal-offline-should-be-illegal-online-council-agrees-on-position-on-the-digital-services-act/>
- [2] Ilaria Buri and Joris van Hoboken (DSA Observatory), “The General Approach of the Council on the Digital Services Act”, <https://dsa-observatory.eu/2021/12/07/the-general-approach-of-the-council-on-the-digital-services-act/>
- [3] EURACTIV.com, “MEPs adopt Digital Services Act with significant last-minute changes”, <https://www.euractiv.com/section/digital/news/meps-adopt-digital-services-act-with-significant-last-minute-changes/>
- [4] DSA Human Rights Alliance, “DSA Human Rights Alliance Joint Statement”, <https://www.eff.org/document/dsa-human-rights-alliance-joint-statement>  
(和訳は、P2Ptk.org, 「表現の自由を脅かすEUネット規制法案:「デジタルサービス法・人権アライアンス共同声明」翻訳」, <https://p2ptk.org/freedom-of-speech/3442>)
- [5] The Council of the EU, “The decision-making process in the Council”, <https://www.consilium.europa.eu/en/council-eu/decision-making/>

## 8. EU理事会の意見(一般的アプローチ)

- EU理事会は、DSAの提案に対する意見\*1を2021年11月25日に公表\*2しており、以下の修正が必要であるとしている。

### 全般的コメント

- DSAの主な目的は、違法な商品、コンテンツ、サービスからユーザを保護し、オンライン上の基本的権利を保護することである。
- また、2000年に制定された電子商取引に関する指令の一部を近代化するものである。
- DSAに基づく規則は、世界のどこからでもEU域内でサービスを提供するオンラインビジネスに対する共通の責任を拡大・明確化することを目的としている。
- この提案は、オフラインで違法なものはオンラインでも違法であるべきだという原則に従っている。ソーシャルメディアやオンラインマーケットプレイスなどの仲介サービス提供者に対する明確な責任と説明責任を定義している。
- DSAが提案する規則は非対称に設計されており、社会的影響の大きい大規模な仲介サービスほど、より厳格な規則が適用されることになる。
- DSAが採択されれば、現代的で将来性のあるガバナンスの枠組みが提供され、オンライン仲介サービスに対する明確なデューディリジェンス義務が規定されることになる。

### 欧州委員会提案に対する主な変更点

以下の修正が必要と表明している：

- DSAの適用範囲に関する規定を明確化し、強化
- オンライン上の未成年者の保護を強化
- オンライン検索エンジンを明示的に含む
- オンラインマーケットプレイスと検索エンジンに対する義務、および超大型オンラインプラットフォーム(VLOPs)に対するより厳しい規則を追加
- DSAの義務の遵守を監視するため、VLOPまたは超大規模オンライン検索エンジン(VLOSE)が設置しなければならない「コンプライアンス機能」に関するより詳細な規定を追加
- 重大な犯罪の疑いに関する通知義務を、オンラインプラットフォームだけでなく、すべてのホスティングサービスに拡大
- 国家当局がオンライン上の違法コンテンツに関してサービス提供者に直接命令を出すことができ、サービス提供者に対しては国家当局にその行動を知らせる義務(フィードバック義務)を課す
- 効果的な執行に関して、原産国主義を維持すると同時に、欧州委員会に独占的な執行権限を与え、VLOPsまたはVLOSEsによるシステミックな侵害に対処できるようにする

→ オンライン検索エンジンの明示的追加、フィードバック義務以外は欧州議会の修正案とほぼ同様(※上記の各項目は、原文での記載順序を一部変更)

\*1: EU理事会による一般的アプローチ(General approach)として採択された。一般的アプローチは、議会が第一読会にて「立場」を採択する前に、EU理事会として合意した意見を採択・表明するもので、これによって法案審議が迅速化されることも期待される。ただし、EU理事会としての最終的な意見は、議会の第一読会「立場」採択後でないとは採択できない。( p.22【参考】[5]参照。)

\*2: p.22【参考】[1]。



未来を問い続け、変革を先駆ける

**MRI** 三菱総合研究所